坂祝町耐震改修促進計画

平成２０年３月策　　定

令和　３年３月改　　定

令和　４年３月改　　定

令和　８年３月最終改定

坂祝町

目　　次

はじめに

１　計画策定の経緯と地震防災における位置づけ　・・・・・・・　1
２　計画改定の経緯　・・・・・・・　1

第１　想定される地震の規模、想定される被害状況

１　想定される地震の規模　・・・・・・・　2
２　人的被害の想定　・・・・・・・　3
３　建物被害の想定　・・・・・・・　4

第２　建築物耐震化に係る目標

１　建築物の耐震化の現状　・・・・・・・　5
２　建築物の耐震化の目標　・・・・・・・　10
３　公共施設の耐震化の現状・目標　・・・・・・・　12

第３　建築物の耐震化促進に係る基本的な方針

１　役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務　・・・・・・・　13
２　実施する事業の方針　・・・・・・・　13
３　重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方　・・・・・・・　14
４　「命」を守るための多様な取組の推進　・・・・・・・　15
５　新たな耐震化の取組みの検討　・・・・・・・　15

第４　建築物の耐震化を促進する施策

１　安心して耐震化が行える環境整備　・・・・・・・　16
２　耐震化に関する啓発及び知識の普及　・・・・・・・　18
３　地震時の建築物の総合的な安全対策　・・・・・・・　20

第５　指導・勧告又は命令等に関する事項

１　所管行政庁との連携　・・・・・・・　20

第６　建築物の耐震化の推進に関する事項

１　計画の推進体制　・・・・・・・　20

資料編

１　避難路　・・・・・・・　24

はじめに

１　計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「法」という。）第６条の規定に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、「坂祝町耐震改修促進計画」として平成２０年３月に策定した。

本計画は、以下に掲げる本町の地震防災にかかる各計画との調和を図り、地震防災施策の一環として位置づけるものである。

○本計画と調和を図る地震防災の対策にかかる町計画

・坂祝町国土強靭化地域計画
・坂祝町地域防災計画

また、岐阜県では、平成２７年９月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」において掲げられた１７の国際目標（ＳＤＧｓ※）に関して、令和２年７月１７日に「ＳＤＧｓ未来都市」に選定され、「岐阜県ＳＤＧｓ未来都市計画」を策定した。

本計画に位置付ける取組みは、いずれも「持続可能なまちづくり」に資するものであることから、ＳＤＧｓのうち、特に目標１１【住み続けられるまちづくりを】を目指した取組みを本町も、ＳＤＧｓ推進ネットワーク推進会員として推進する。

※Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　Ｇｏａｌｓの略、２０１５年の国連サミットで採択された２０３０年を期限とする先進国を含む国際社会全体の１７の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、ＮＧＯ、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残されない（ｎｏ　ｏｎｅ　ｗｉｌｌ　ｂｅ　ｌｅｆｔ　ｂｅｈｉｎｄ）」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

２　計画改定の経緯

本計画は、平成２０年３月の策定後、法の改正や地震災害による新たな課題への対応などを踏まえ、以下のとおり改定を行っている。また設定した目標年次により計画期数を以下のとおりとする。

計画及び期間	策定・改定時期	主な内容
第１期計画 （Ｈ１９～Ｈ２７）	平成２０年３月	計画策定
	平成２４年３月	「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」に伴う岐阜県耐震改修促進計画の見直した箇所を反映
第２期計画 （Ｈ２８～Ｈ３２（Ｒ２)）	平成２９年３月	第２期計画策定
第３期計画 （Ｒ３～Ｒ７）	令和３年３月	第３期計画策定
第４期計画 （Ｒ８～Ｒ１２）	令和８年３月	第４期計画策定

第１　想定される地震の規模、想定される被害状況

１　想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約１００本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に１８９１年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード８．０）であり、県内だけでも５，０００人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっている。

以下の被害想定は、平成２３年度から平成２４年度にかけて実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成２９年度から平成３０年度にかけて県が実施した「岐阜県内陸直下地震等被害想定調査」に基づくものである。

この調査で最大の被害棟数を想定する揖斐川―武儀川(濃尾)断層帯による地震は、震度６強の揺れが発生すると予測している。南海トラフの巨大地震と養老-桑名-四日市断層帯地震と長良川上流(北側震源)については、当町でみると震度６弱の揺れが発生すると予測している。

表１－１　本町内で想定される地震の規模と建物被害

想定地震、断層	最大震度	ＰＬ値 （液状化指数）※
南海トラフの巨大地震★	５．９３ （震度６弱）	４８．８９
阿寺（南側震源）★	５．２６ （震度５強）	―
跡津川断層地震★	５．３７ （震度５強）	２．０２
養老-桑名-四日市断層帯地震★	５．８２ （震度６弱）	２３．５７
高山・大原（北側震源）★	５．２３ （震度５強）	４．２８
揖斐川―武儀川（濃尾）	６．１２ （震度６強）	３１．３２
長良川上流（北側震源）	５．７５ （震度６弱）	１１．９６
長良川上流（南側震源）	５．２２ （震度５強）	―
屏風山・恵那山及び猿投山	５．４９ （震度５強）	５．７３
阿寺（北側震源）	５．３０ （震度５強）	０．５９
高山・大原（南側震源）	４．７６ （震度５弱）	―

※ＰＬ値（液状化指数）ＰＬ値＞１５：液状化の可能性が大　５＜ＰＬ値≦１５：液状化の可能性がある

★は平成２３年～２４年度実施の「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」による。それ以外は平成２９～３０年度実施の「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」による。

２　人的被害の想定

想定地震における被害想定は、表１－２のとおりである。地震発生時間を冬の午前５時（多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。）と、冬の午後６時（住宅等で火器使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）及び夏の正午（オフィスや繁華街等に多数の滞留者があり、自宅以外で被災する場合が多い。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の午前５時を記載する。

表１－２　想定される人的被害　　（単位：人）

想　定　地　震	死　者　数	重傷者数	軽傷者数	要救出者数※	避難者数
南海トラフの巨大地震	２	５	７４	１０	７１７
阿寺(南側震源)	―	―	７	―	３３
跡津川断層地震	―	―	７	―	３８
養老-桑名-四日市断層帯地震	―	１	２２	１	１５６
高山・大原(北側震源)	―	―	６	―	２８
揖斐川―武儀川(濃尾)	２１	４１	２３７	９１	１，６３２
長良川上流(北側震源)	１	３	５７	６	３４９
長良川上流(南側震源)	―	―	２	―	９
屏風山・恵那山及び猿投山	１	１	３４	２	１７６
阿寺(北側震源)	―	―	１０	―	５０
高山・大原(南側震源)	―	―	―	―	―

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

３　建物被害の想定

想定地震における被害想定では、建物被害は表１－３のとおりである。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の午後６時（住宅等で火器使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）を記載する。

（１）建物被害

当町の建物は揖斐川―武儀川(濃尾）が発生した場合、４０３棟が全壊、８７４棟が半壊するなどの甚大な被害が出ることが予想されており想定震度の内最も被害想定が大きくなっている。南海トラフの巨大地震が発生した場合においても１３５棟が全壊、４５０棟が半壊するなどの被害が想定される。

（２）地震火災

焼失棟数は、揖斐川―武儀川(濃尾)の５棟、南海トラフの巨大地震の１棟と想定されている。

表１－３　想定される建物被害　（単位：棟）

建物被害 / 想定地震	建物被害（棟数）		焼失棟数
	全　壊	半　壊	
南海トラフの巨大地震	１３５	４５０	1
阿寺(南側震源)	—	３２	—
跡津川断層地震	2	３５	—
養老-桑名-四日市断層帯地震	１９	１１９	—
高山・大原(北側震源)	1	２７	—
揖斐川―武儀川(濃尾)	４０３	８７４	5
長良川上流(北側震源)	４２	２７２	—
長良川上流(南側震源)	—	9	—
屏風山・恵那山及び猿投山	１３	１５４	—
阿寺(北側震源)	—	５０	—
高山・大原(南側震源)	—	—	—

第２　建築物の耐震化に係る目標

１　建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和５６年６月１日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとする。

「建築物の耐震化」…建築物の地震に対する安全性を確保すること。
「耐震化されている建築物」…「新基準建築物」、「旧基準建築物」のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物。
「耐震化率」…「建築物の全数」に対する「耐震化されている建築物」の割合
「耐震性が不十分な建築物」…旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、耐震改修を行っていない建築物。

（１）建築物の耐震化の現状

町内の建築年代別建築物数は、表２－１のとおりである。

表２－１　建築年代別建築物数　　（単位：戸）

建築年		総数	割合（%）	構造	
				木造	非木造
旧基準	昭和３７年以前	５６８	１０	５１８	５０
	昭和３８年～４３年	２７４	５	１７１	１０３
	昭和４４年～４９年	６６４	１１	３９３	２７１
	昭和５０年～５５年	７２３	１２	４３３	２９０
	小計	２，２２９	３８	１，５１５	７１４
新基準	昭和５６年～６１年	９０６	１５	６７３	２３３
	昭和６２年～平成４年	６９０	１２	３９８	２９２
	平成５年～１０年	５８５	１０	３２１	２６４
	平成１１年～１６年	３７０	６	２２４	１４６
	平成１７年～２２年	２９５	５	１８８	１０７
	平成２３年～２７年	２２４	４	１７４	５０
	平成２８年～令和２年	２７６	５	２２６	５０
	令和３年～令和７年	２７０	５	２２６	４４
	小計	３，６１６	６２	２，４３０	１，１８６
合計		５，８４５	１００	３，９４５	１，９００
耐震改修を行った建築物		３４１	６	―	―

「新基準建築物の建築物」については３，６１６戸（約６２％）、「旧基準建築物の建築物」のうち「耐震改修を行った建築物」は令和５年住宅・土地統計調査からの推計により３４１戸（約６％）、「耐震診断結果により耐震性を満たす建築物」については耐震診断結果からの推計により７０３戸（約１２％）であることから、町内の建築物総数５，８４５戸のうち４，６６０戸（約８０％）が「耐震化されている建築物」と推計できる。

図２－１　建築物の耐震化の現状（令和７年度推計）

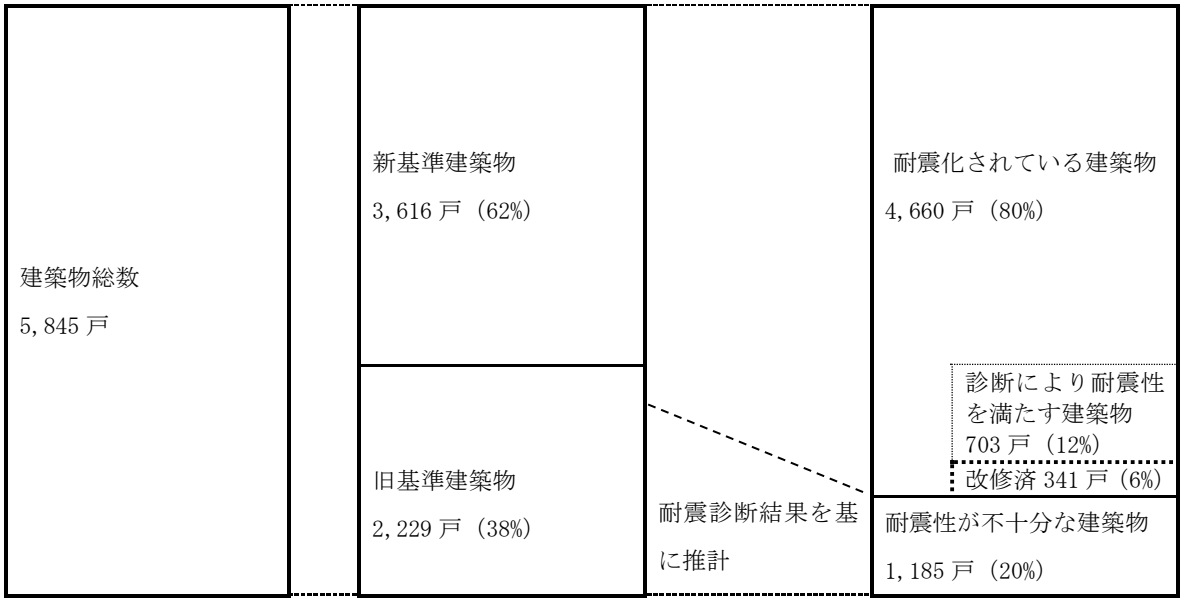

（２）特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は、表２－２に定めるとおりである。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物を「１号特定建築物」、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「２号特定建築物」、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「３号特定建築物」という。

特定建築物の所有者は、特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならない。

表２－２　特定建築物一覧

号	NO	用途		特定建築物の規模要件
１号	1	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
			上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
	24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上
２号	－	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
３号	－	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物

上記の特定建築物の町内の現状は、町と県で平成２３年度に行った特定建築物の実態調査によると、表２－３のとおりである。

表２－３　特定建築物の耐震化の現状　（単位：棟）

特定建築物の種類＼耐震化の現状		全棟数 A=B+C	新基準建築物 B	旧基準建築物 C	耐震改修実施済みD	耐震性を満たす E	耐震化されている建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
1号	防災上重要な建築物（庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等）	20	11	9	5	1	17	85%
	不特定多数の者が利用する建築物（劇場、集会場、店舗、ホテル等）	3	3	0	0	0	3	100%
	特定多数の者が利用する建築物（賃貸住宅、事務所、工場等）	7	7	0	0	0	7	100%
	計	30	21	9	5	1	27	90%
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	1	0	1	0	0	0	0%
3号	地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物	3	0	3	1	0	1	33%

注）Ａ～Ｄは実数値　Ｅは推計値

１号特定建築物については、「新基準建築物」が２１棟（７０％）、「旧基準建築物」が９棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が５棟（１７％）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が１棟（３％）であることから、「耐震化されている建築物」は２７棟となり、町内の１号特定建築物総数３０棟のうち９０％が耐震化されていると推計できる。

２号特定建築物については、「新基準建築物」が０棟（０％）、「旧基準建築物」が１棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が０棟（０％）となり、町内の２号特定建築物は耐震化されていないことが推計できる。

３号特定建築物については、「新基準建築物」が０棟（０％）、「旧基準建築物」３棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が１棟（３３％）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が０棟（０％）であることから、「耐震化されている建築物」は０棟となり、町内の３号特定建築物総数３棟のうち３３％が耐震化されていると推計できる。

図２－２　１号特定建築物の耐震化の現状

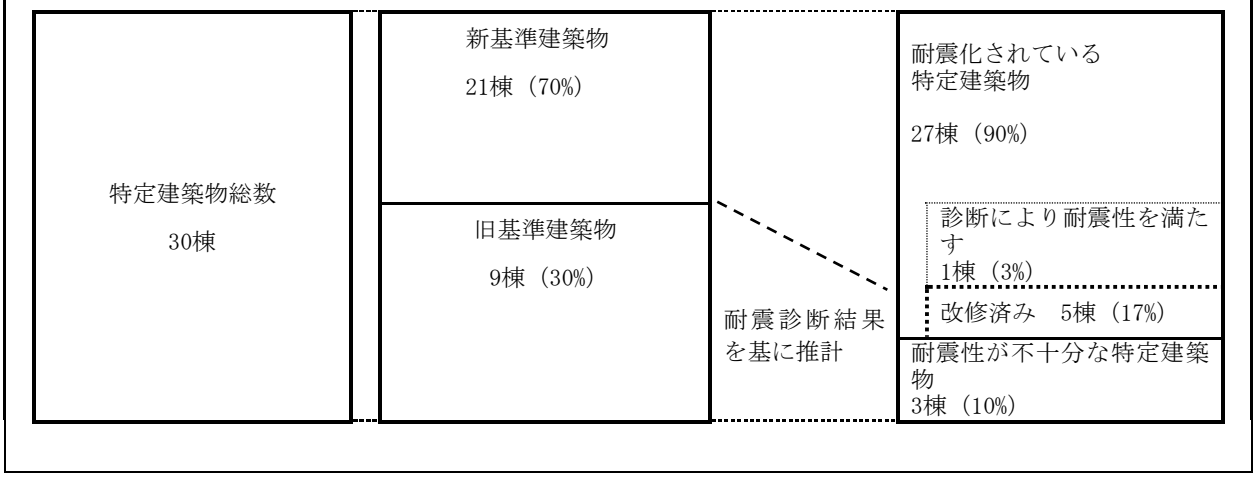

２　建築物の耐震化の目標

平成７年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成１６年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成２３年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見受けられなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

町民の安全・安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの町の取り組み

旧基準建築物に該当する木造住宅について、耐震診断に対する補助を平成１４年度から、耐震補強に対する補助を平成１７年度から実施している。平成１８年度からは耐震診断に対する補助について全ての建築物を対象とし、耐震補強に対する補助も木造以外の建築物も対象となるよう拡大した。

また、広報紙やローラー作戦により耐震診断・耐震改修の普及・啓発に取り組み、さらに町のイベントに合わせて補助事業等の周知を実施した。

県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の目標
令和１２年　住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率　９５％

国の基本方針（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靭化基本計画及び防災基本計画、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下型地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅については、令和１７年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和１２年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

建築物及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの町の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、建築物及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和１２年までに９５％以上にすることを目標とする。

耐震化率９５％以上を達成するため、建築物については８８２戸（うち建て替えによるものが１７４戸、耐震改修によるものが７０８戸)、多数の者が利用する建築物（１号特定建築物）については約２棟の耐震化が必要であり、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

なお、目標達成状況等については、５年ごとに見直しを行う。

図２－３　耐震化の目標の考え方

		現況耐震化率	目　　標	目標耐震化率
国	建築物	９０％	南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策基本計画による目標を踏まえた設定	９５％
	多数利用の建築物	９２．９％		９５％
県	建築物	８６％	国の基本方針及び岐阜県強靭化計画を踏まえ設置	９５％
	多数利用の建築物	９０％		９５％
町	建築物	８０％	国の基本方針及び岐阜県強靭化計画等を踏まえ設置	９５％
	多数利用の建築物	９０％		９７％

図２－４　住宅・建築物の耐震化

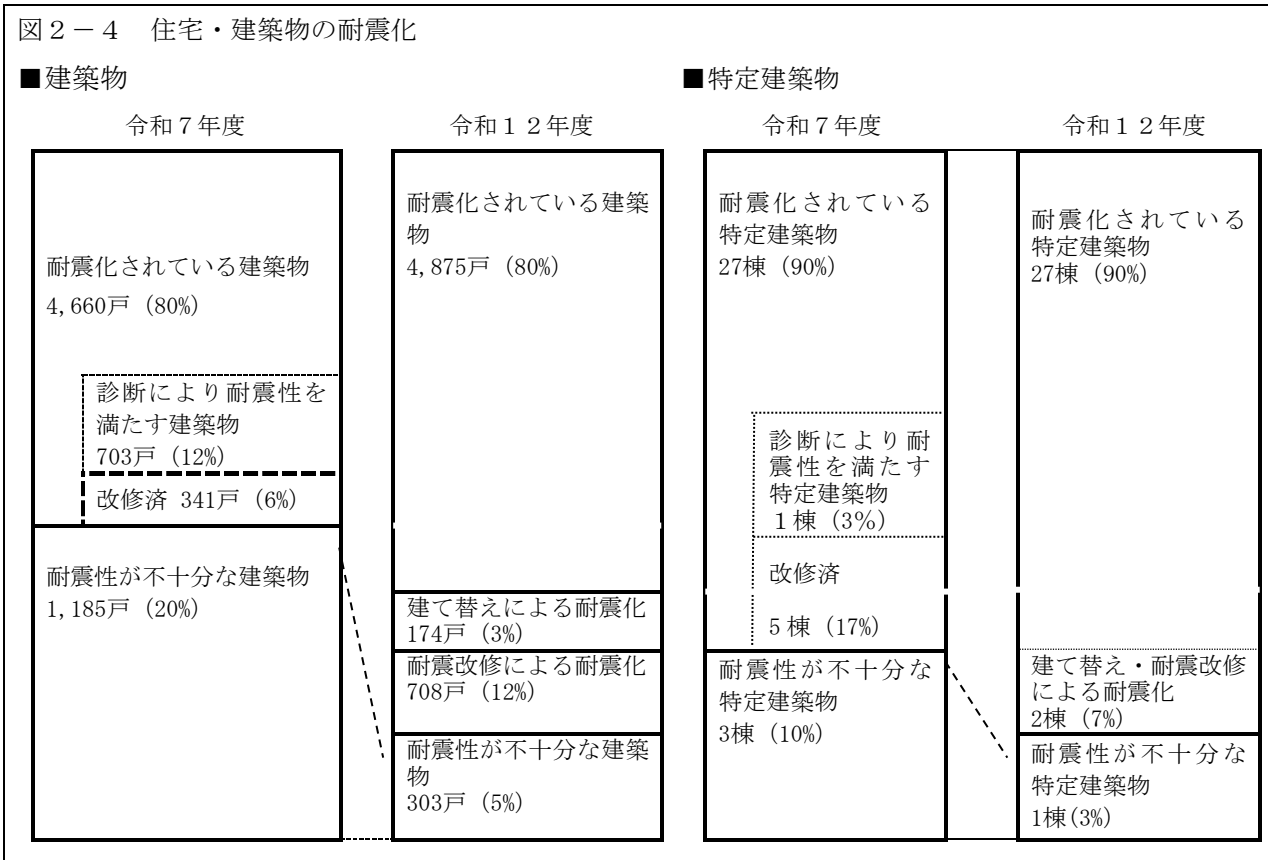

３　公共施設の耐震化の現状・目標

災害時には庁舎は災害対策本部、学校は避難収容拠点として、多くの公共施設が被災後の応急被災

活動の拠点として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能確保につながり大変重要である。

また東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所について、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となり、震災への対応能力が喪失したケースもあることから、これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

（1）町有施設における耐震化

ア　耐震化の現状

町有施設における特定建築物（以下「町有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、町と県で平成２７年度に行った特定建築物の実態調査によると、表２－４のとおりである。

表２－４　町有特定建築物の耐震化の現状　（単位：棟）

耐震化の現状 県有特定建築物の種類	全棟数 A=B+C	新基準建築物 B	旧基準建築物 C	耐震改修実施済みD	耐震性を満たす　E	耐震化されている建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
防災上重要な建築物 （庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等）	8	4	4	3	1	8	100%
不特定多数の者が利用する建築物 （集会場、宿泊施設、博物館等）	1	1	0	0	0	1	100%
特定多数の者が利用する建築物 （賃貸住宅、事務所等）	0	0	0	0	0	0	0%
計	9	5	4	3	1	9	100%

町有特定建築物については、「新基準建築物」が５棟（５６％）、「旧基準建築物」４棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が３棟（３３％）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が１棟（１１％）であることから、「耐震化されている建築物」は９棟となり、町有特定建築物総数９棟のうち１００％が耐震化されている。

なお、耐震診断の必要な４棟については、平成１７年度末に耐震診断を全て完了している。

イ　耐震診断結果の公表

町有特定建築物については、施設を利用する町民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

ウ　耐震化の目標

町有特定建築物については、町は特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「町民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、すでに全ての町有特定建築物について、耐震診断を行い耐震強度の足りない建築物については、耐震改修を行っており、今後とも町有特定建築物の適正な管理に努めることとする。

第３　建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

１　役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、町では、平成７年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、町民、事業者、町及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

町民、事業者、町及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

（１）町民・事業者の役割

・町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保に、努める。

・町民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令もしくは条例の規定に適合しない建築物で同法第３条第２項の規定に該当するもの。)について、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

（２）町・県の役割

・町は国の基本方針や本計画の内容を勘案し、耐震改修促進計画を定める。

・町及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識普及に努める。特に、町にあっては、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効な普及啓発に努める。

・町及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。

・所管行政庁※である県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

・町及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

※所管行政庁とは法第２条に定める建築主事を置く機関

２　実施する事業の方針

（１）事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

（2）実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることで、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための優遇措置として、建築物が個人財産であることや町の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のＰＲについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

３　重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

（1）重点的に耐震化を図る地域

当町では、南海トラフの巨大地震又は内陸直下型地震による多くの被害が想定されていることから、町内全体を、重点的に耐震化を図る地域とする。

（2）地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模地震時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

岐阜県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連結する道路として、緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

なお、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であるため、関係課等と密に連携し、施策の推進を図る。

このため、岐阜県地域防災計画に定められた第１次から第３次までの緊急輸送道路のうち町内に存する道路を法第５条第３項第３号に基づく「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」とする。

また、緊急輸送道路等のうち、隣県、県内各地域を繋ぐ道路や、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定め、法第５条第３項第２号に基づく道路として指定する。（別表１）

また、町内に存する国道、県道、一級町道、二級町道、小中学校の通学路（別添資料編参照）を避

難路とし、これらも地震発生時に通行を確保すべき道路とする。

（3）重点的に耐震化を図る建築物

１号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、２号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、３号特定建築物については、倒壊した場合、道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから対象とする。

更に、上記に該当しない町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から対象とする。

（4）より重点的に耐震化を図る建築物

地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、法附則第３条の規定による要緊急安全確認大規模建築物及び法第７条の規定による要安全確認計画記載建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物とする。

なお、要安全確認計画記載建築物として指定する建築物は、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物（以下「防災拠点建築物」という。）として岐阜県耐震改修促進計画に記載されているもの、及び別表１に記載する道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る）とする。

４　「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の推進は非常に重要である。

しかしながら、旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など様々な理由により耐震改修等を実施できない所有者もいるため、何もしないよりは、居住者の命を守る観点からリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な施策も有効である。そのため、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷するものの建物全体としては倒壊しない性能が確保される簡易補強のほか、主たる居室や寝室のみを補強する耐震シェルターの設置等を推進することも重要である。

５　新たな耐震化の取組みの検討

平成２８年に発生した熊本地震や、令和６年に発生した能登半島地震では、旧耐震基準による建築物のほか、新耐震基準の在来構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化される平成１２年

以前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が見られた。

そのため、旧耐震基準による建築物で耐震性が不十分なものがおおむね解消された後には、平成１２年以前に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても耐震性能の検証が適切になされる新たな取組みについての検討も必要である。

第４　建築物の耐震化を促進する施策

１　安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

（１）坂祝町建築物等耐震化促進事業

ア　坂祝町建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震補強工事に対して県と協議して補助を実施しており、その経緯は以下のとおりである。

今後も、住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震補強工事事業を県と協議して支援を行う。

表４－１　岐阜県建設物等耐震化促進事業の概要（Ｒ２現在）

対象		種別	制度開始	特記事項
木造住宅		耐震診断	Ｈ１４～	Ｈ２０ 所有者負担無料化（無料耐震診断実施）
		改修工事	Ｈ１６～	Ｈ２１ 簡易補強工事を対象追加 Ｒ２　 除却工事を対象追加 Ｒ７　 耐震シェルター等設置工事を対象追加
建築物		耐震診断	Ｈ１８～	
特定建築物		耐震診断	Ｈ１８～	
		改修工事	Ｈ１８～	
分譲マンション		耐震診断	Ｈ１８～	
		改修工事	Ｈ１８～	
その他	ブロック塀	改修工事	Ｈ３０～	

イ　坂祝町建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表４－２のとおりである。

表４－２　耐震化に係る補助の状況　（単位：件）

補助事業の種類＼年度	Ｈ１４	Ｈ１５	Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８	Ｈ１９	Ｈ２０	Ｈ２１
木造住宅耐震診断補助事業	1	1	3	5	1	4	16	5
木造住宅耐震補強工事費補助	－※	－	0	0	0	0	0	0
木造住宅除却工事費補助	－	－	－	－	－	－	－	－
耐震シェルター等設置工事	－	－	－	－	－	－	－	－
建築物耐震診断事業費補助	－	－	－	－	0	0	0	0
分譲マンション耐震補強工事補助	－	－	－	－	0	0	0	0
特定建築物耐震補強工事費補助	－	－	－	－	0	0	0	0
坂祝町ブロック塀撤去補助金	－	－	－	－	－	－	－	－

補助事業の種類＼年度	Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
木造住宅耐震診断補助事業	10	10	8	9	13	4	4	0
木造住宅耐震補強工事費補助	0	0	0	2	2	1	0	0
木造住宅除却工事費補助	－	－	－	－	－	－	－	－
耐震シェルター等設置工事	－	－	－	－	－	－	－	－
建築物耐震診断事業費補助	0	0	0	0	0	0	0	0
分譲マンション耐震補強工事補助	0	0	0	0	0	0	0	0
特定建築物耐震補強工事費補助	0	0	0	0	0	0	0	0
坂祝町ブロック塀撤去補助金	－	－	－	－	－	－	－	－

補助事業の種類＼年度	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
木造住宅耐震診断補助事業	6	0	0	2	0	1	1	5
木造住宅耐震補強工事費補助	0	0	0	0	0	0	0	0
木造住宅除却工事費補助	－	－	0	0	0	0	0	1
耐震シェルター等設置工事	－	－	－	－	－	－	－	0
建築物耐震診断事業費補助	0	0	0	0	0	0	0	0
分譲マンション耐震補強工事補助	0	0	0	0	0	0	0	0
特定建築物耐震補強工事費補助	0	0	0	0	0	0	0	0
坂祝町ブロック塀撤去補助金	2	3	5	3	3	2	0	1

※　「－」は事業を未実施

ウ　町民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、町民の地震対策への関心が高まってきたが、ここ数年また耐震診断等の件数が

減少傾向にあるため、更なる啓発を行うと共に、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、町民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

エ　補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進歩状況、所有者・地域の特性、町、岐阜県の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じた制度の見直しを行う。

（2）町内会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険個所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、ＮＰＯとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、町は、このような地域の取り組み等を支援する施策を講じる。

２　耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組みます。

（1）相談体制の整備

ア　岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧しており、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図っている。

イ　建築相談窓口

町民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、町民からの相談に応じる。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として町民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、町民の相談に積極的に応じていく。

ウ　木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

町が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

エ　一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

（２）情報提供の充実

ア　パンフレットの作成・配布

町は、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について町民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等や耐震シェルター設置等の命を守る取組みに関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、省エネ改修や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ　各種広報媒体を活用した周知

インターネット等を活用し、広く町民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

町広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

ウ　町主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会、講習会等へ要請に従い県からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ　耐震啓発ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断費用の無料化（平成２０年度から）、補強工事への支援の要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行ったが耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実績に応じたきめ細かな普及啓発を行う。

オ　普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフ地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、町においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

カ　地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって理解しやすく、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、町では作成・公表済みである。

キ　建築物の耐震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法第２２条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができるとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

３　地震時の建築物の総合的な安全対策

（１）地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策､給湯設備や家具の転落防止対策､配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。

このため、県と連携し、被害の発生するおそれがある建築物の所有者に対し、必要な措置を講ずるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については、被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

（２）地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の滑動崩落等による建築物の被害の軽減を図るため、市町村と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業及び宅地耐震化促進事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

第５　指導・勧告又は命令等に関する事項

１　所管行政庁との連携

これまで、耐促法における指導・助言を行うことのできる建築物には、多数の者が利用する一定規模以上の建築物、病院、ホテル、旅館等の不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物、あるいは、危険物を取り扱う建築物、道路を閉塞させる建築物と一定の要件が定められてきたが、平成２５年の法改正により、全ての既存耐震不適格建築物に対して指導・助言を行うことができるようになった。

これらは、特定建築物として所有者が適切に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないものであり、行政としても耐震化について適切な措置を取るように指導等を行う必要が高いものである。

第６　建築物の耐震化の推進に関する事項

１　計画の推進体制

県、所管行政庁、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を促進する。

本計画は、町内全体の住宅・建築物の耐震化を促進するための計画として、他の関連計画や統計調

査等との照査を行い、本計画の目標や指導の方針を検討し、必要に応じて適切に見直したうえで耐震化の促進を図るものとする。

別　表　１

隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路として法第５条第３項第２号に基づき指定されている道路

〈平成２９年４月１日指定〉

道路名	起　　点		終　　点	
	市町村地先	交差路線等	市町村地先	交差路線等
国道１９号	多治見市富士見町	愛知県境	中津川市山口	長野県境
国道２１号	土岐市泉寺田町	国道 19 号交差点	不破郡関ヶ原町今須	滋賀県境
国道２２号	羽島郡笠松町円城寺	愛知県境	羽島郡岐南町八剣	国道 21 号交差点
国道４１号	可児市東帷子	愛知県境	飛騨市神岡町谷	富山県境
国道２５８号	大垣市楽田町	国道 21 号交差点	海津市南濃町境	三重県境

参考図

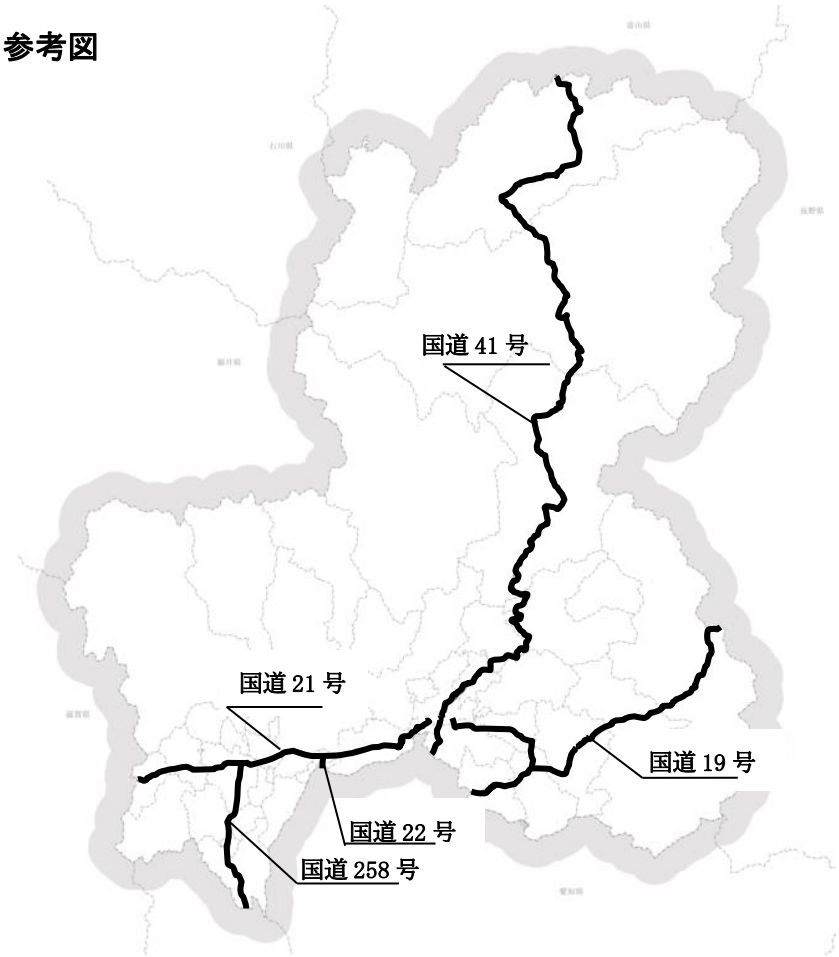

上記指定道路から、町の防災拠点施設を繋ぐ緊急輸送道路等として法第５条第３項第２号に基づき指定する道路

〈令和９年４月１日指定（予定）〉

施設名称	道路名称等
坂祝町役場	【起点】国道４１号（太田町４交差点） ↓　県道各務原美濃加茂線（～　坂祝町役場前交差点） ↓　町道　大林線（～　町道取組～黒岩線） ↓　町道　取組～黒岩線 【終点】坂祝町役場

参考図_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日　：R9.4.1<予定>
防災拠点施設：坂祝町役場

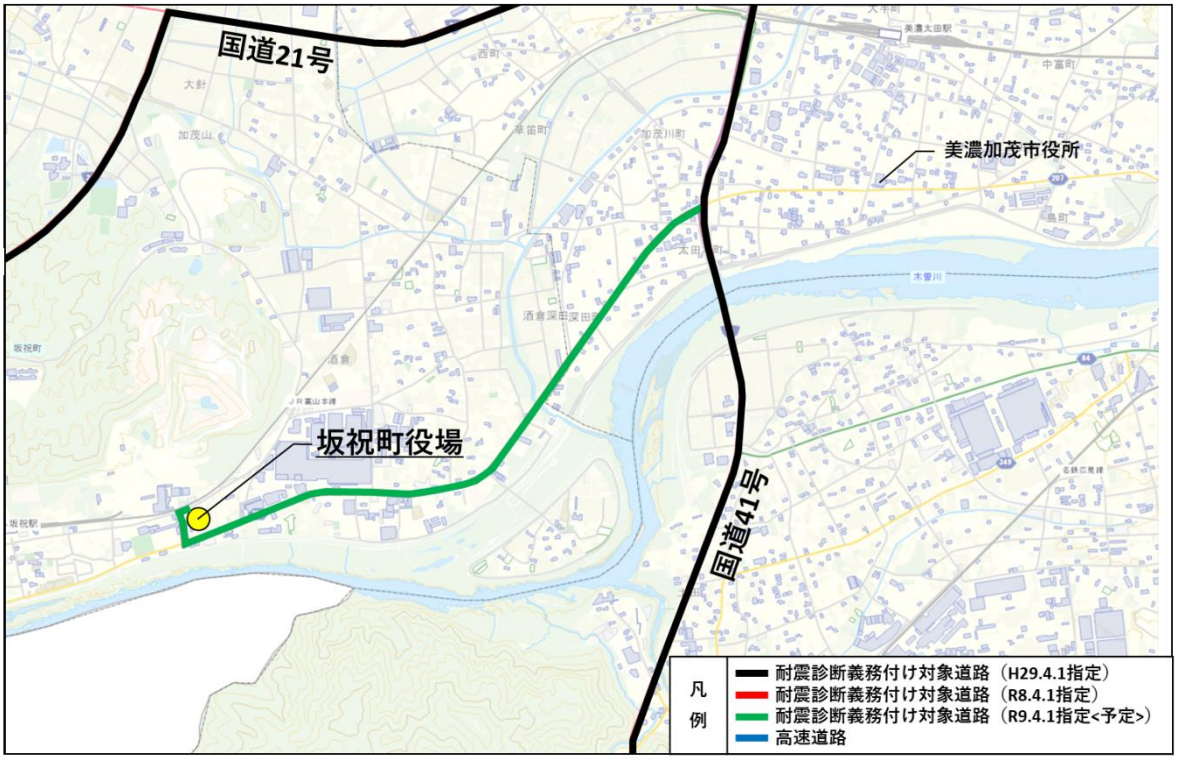

※上記道路名称等のうち、坂祝町道のみを指定する。

資料編

1　避難路

国道
国道 248 号線
国道 21 号坂祝バイパス
県道
県道 207 号　各務原美濃加茂線
県道 367 号　勝山山田線
町道
1 級町道
路線番号 1　　酒倉～黒岩線
路線番号 2　　池端～雲埋線
路線番号 3　　中組～茶屋線
路線番号 4　　北高見～上寿後線
路線番号 5　　深田～大門線
路線番号 6　　大坪～山本線
路線番号 7　　取組～勝山線
路線番号 8　　深萱～酒倉線
路線番号 9　　大林線
路線番号 10　　寺東線
路線番号 11　　取組～黒岩線
路線番号 12　　駅前南北線
路線番号 13　　坂祝～関線
路線番号 14　　黒岩～勝山線
2 級町道
路線番号 101　中組～黒岩線
路線番号 102　池端～雲埋線
路線番号 103　一色環状線
路線番号 104　新木林線
路線番号 105　酒倉～大針線
路線番号 106　深萱～取組線
路線番号 107　宮西線
路線番号 108　田ノ上線
路線番号 109　西迫間～中日本線
路線番号 110　西迫間～早稲田線
小学校・中学校の通学路(1 級町道、2 級町道除く)
町道酒倉 53 号線

町道酒倉 55 号線
町道酒倉 57 号線
町道酒倉 58 号線
町道酒倉 60 号線
町道酒倉 63 号線
町道酒倉 72 号線
町道酒倉 82 号線
町道酒倉 83 号線
町道酒倉 84 号線
町道酒倉 91 号線
町道酒倉 92 号線
町道酒倉 94 号線
町道酒倉 95 号線
町道酒倉 99 号線
町道酒倉 104 号線
町道酒倉 107 号線
町道酒倉 113 号線
町道酒倉 126 号線
町道酒倉 131 号線
町道取組 4 号線
町道取組 8 号線
町道取組 15 号線
町道取組 25 号線
町道勝山 27 号線
町道深萱 1 号線
町道黒岩 2 号線
町道黒岩 3 号線
町道黒岩 6 号線
町道黒岩 7 号線
町道黒岩 15 号線
町道黒岩 22 号線
町道大針 1 号線
町道大針 3 号線
赤道